**東京高裁判決**

　　　　　　判　決　要　旨（第４次厚木基地騒音訴訟・**民事訴訟**事件）

平成２７年７月３０日午前１０時判決言渡　第１０１号法廷

平成２６年(ネ)第4072号，第5910号，平成２７年(ネ）第６０３号，第１４ １ ４号各

損害賠償等請求控訴，同各附帯控訴事件（原審・横浜地方裁判所平成１９年（ワ）第49

17号，平成２０年（ワ）第1532号）

東京高等裁判所第２１民事部　　斎藤隆（裁判長）　　鈴木正弘　　藤田正人

第１　当事者

　　第１審原告ら　　藤田栄治ほか6965名　（第１審原告らには，控訴人，被控

　　　訴人，附帯控訴人それぞれの立場にある者及びこれらを兼ねる者がいる。なお，第

　　　１審原告らのうち，控訴をしている者が７０名，附帯控訴をしている者が6591

　　　名である。）

　　第１審被告　　　国　（控訴人兼被控訴人兼附帯被控訴人の立場にある。）

第２　事案の概要

　本件は，米海軍及び海上自衛隊が使用する厚木基地の周辺住民約7000名が，厚木飛行場（厚木基地の中心部に防衛大臣が設置している飛行場）に離着陸する航空機の発する騒音により身体的被害，睡眠妨害，精神的苦痛等を受けているとして，国に対し，国家賠償法２条１項に基づき，平成１７年1 月以降の居住期間中に生じた過去の損害及び将来生ずべき損害の賠償を求め（損害額は一律に１名につき１か月当たり慰謝料２万円と弁護士費用3000円の合計２万3000円としている。），そのうち７５名がこれに加えて人格権に基づ　　き厚木基地における航空機の離着陸等の差止め及び音量規制を求めた事案であり，いわゆる厚木基地騒音訴訟の第４次訴訟である。

　周辺住民である第１審原告らは，平成１９年１２月１７日，横浜地方裁判所に訴えを提起し，追加提訴分を併合して審理をした後，平成２５年９月２日，原判決が言い渡された。その骨子は，次のとおりである。①差止請求は，自衛隊機に係る訴えを却下し，米軍機に係る請求を棄却する，②過去の賠償請求（原審口頭弁論終結日の平成２５年９月２日まで）は，フィリピン国籍の原告ら４名の請求を全て棄却するほかは，その余の原告らの請求を一部認容する，③将来の賠償請求（同月３日以降に生すべきもの）に係る訴えを却下する。そして，上記②の賠償額として，厚木基地周辺の第･種区城線等によって区分されるＷＥＣＰＮＬ値（Ｗ値）ごとに，１か月当たり4000円～２万円の割合による慰謝料（５段階に区分。以下「慰謝料算定基準」という。）と弁護士費用の支払を求める限度で認めた。

　これに対し，第１審原告らの大部分と国が原判決のうちそれぞれの敗訴部分を不服として控訴又は附帯控訴をし，さらに当該第１審原告らは当審において遅延損害金部分の請求を拡張した。

　第１審原告らは，当審において，①民事訴訟において自衛隊機及び米軍機の差止請求がいずれも認められるべきである，②騒音被害として身体的被害が認められるべきであり，原判決の認めた慰謝料額が不当に低額である，③請求全てが棄却されたフィリピン人第１審原告らの判断は見直されるべきである，④将来請求が認められるべきであるなどと主張した。これに対し，国は，①厚木基地周辺の騒音による影響は周辺住民の受忍限度内にとどまる，②原判決は自衛隊及び米海軍の活動の公共性や公益性を十分に考慮していない，③一部の第１審原告らは厚木基地周辺の航空機騒音を認識した上であえて転居している　　　（危険への接近による国の責任の減免），④国は住宅防音工事の助成など周辺対策を手厚く実施しているなどと主張し，その責任を否定するとともに，原判決の認容額が過大であるとして争った。

第３　本判決の結論の要旨（本判決主文の文言･記載順どおりではない。）

　１　第１審原告らの一部（６６名）が控訴をした航空機の離着陸等の差止め及び音量規制の請求のうち，自衛隊機に係るものは不適法であるからその請求に係る訴えは却下すべきであり，また，米軍機に係るものは主張自体失当として棄却すべきである。よって，これと同旨の原判決は相当であり，当該第１審原告らの控訴は理由がないからこれを棄却する（主文第１項）。

２　フィリピン人第１審原告ら（４名）の賠償請求のうち，平成２９年１月１日以降に生ずべき損害の賠償請求に係る部分の訴えは不適法として却下し，平成２７年５月１４日（当審口頭弁論終結日）までに生じた損害及び同月１５日から平成２８年１２月３１日までに生ずべき損害については，原判決と同様の慰謝料算定基準に基づく損害金（慰謝料及び弁護士費用）並びにその遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し，その余の請求は理由がないからこれを棄却すべきである。よって，同第１審原告らの各賠償請求を全部棄却した原判決は相当でないから，同第１審原告らの控訴に基づき，原判決の　当該部分を収り消し，主文第２項の限度で同第１審原告らの請求を一部認容する。

３　原判決に附帯控訴をした第１審原告ら（附帯控訴人6591名）の賠償請求のうち，当審口頭弁論終結時に７５Ｗ以上の地域に居住する附帯控訴人ら（６１０７名）については，平成２９年１月１日以降に生ずべき損害の賠償請求に係る部分の訴えは不適法として却下し，平成２７年５月１４日までに生じた損害及び同月１５日から平成２８年１２月３１日までに生ずべき損害は，原判決と同様の慰謝料算定基準に基づく損害金（慰謝料及び弁護士費用）並びにその遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し，その余の請求は理由がないからこれを棄却すべきであり，その余の附帯控訴人ら（４８４名）については，平成２７年５月１５日以降に生ずべき損害の賠償請求に係る部分の訴えは不適法として却下し，同月１４日までに生じた損害は，前同様の損害金及びその遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し，その余の請求は理由がないからこれを棄却すべきである。よって，附帯控訴人らのうち，①一部の第１審原告ら（３６６名）の各賠償請求を一部認容した原判決は相当でないから，国の控訴及び同第１審原告らの附帯控訴に基づき，主文第３項のとおり原判決を変更し，②①を除く第１審原告らのうち一部の者（6206名）の各賠償請求を一部認容した原判決は相当でないから，同第１審原告らの附帯控訴に基づき，主文第４項のとおり原判決を変更し（なお，同第１審原告らの請求部分に係る国の控訴は理由がないから棄却する。），③①②を除くその余の第１審原告ら（１９名）の各賠償請求を一部認容した原判決は相当であり，国の控訴及び同第１審原告らの附帯控訴はいずれも理由がないからこれを棄却する（主文第７項）。

４　原判決に附帯控訴をしていない第１審原告ら（３７１名）の賠償請求は，その請求のうち平成２５年９月２日（原審口頭弁論終結日）までに生じた損害について，原判決と同様の慰謝料算定基準に基づく損害金（慰謝料及び弁護士費用）並びにその遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し，その余の請求は理由がないからこれを棄却すべきである。よって，当該第１審原告らのうち，①一部の第１審原告ら（２３名）の各賠償請求を一部認容した原判決は相当でないから，国の控訴に基づき，主文第５項のとおり原判決を変更し，②その余の第１審原告ら（３４８名）の各賠償請求について，これを一部認容した原判決は相当であり，国の控訴は理由がないから棄却するが，当該第１審原告らにつき当審において訴えの一部取下げと訴訟当事者の地位の承継がされているため，原判決主文第２項及び第３項のうち該当部分が変更されている旨を主文で明らかにする（主文第６項）。

５　訴訟費用の負担は，第１，２審を通じ，上記１の差止請求をした第１審原告らと国との間で生じた費用はこれを１０分し，その６を同第１審原告らの，その余を国の各負担とし，その余の第１審原告らと国との間で生じた費用は２分の１ずつの負担とする。

６　本判決は，第１審原告らの過去の賠償請求及びその遅延損害金の認容部分に限り，本判決が国に送達された日から１４日を経過したときは，仮に執行することができる。

　※過去の損害賠償（平成２７年５月１４日までの分）に係る認容合計額（遅延損害金

　を除く。）は約８２億円，将来の損害賠償（同月１５日～平成２８年１２月３１日の分）に係る認容合計額（前同）は約１２億円であり，合計９４億円である。なお，当審の第１審原告ら6966名のうち，全ての者につき過去の損害賠償請求の一部が認容され，そのうち6107名について将来の損害賠償請求の一部が認容される。

第４　本判決の理由の要旨

　１　差止請求について

　　　第１次厚木基地騒音訴訟における最高裁平成５年２月２５日第一小法廷判決　　　（厚木基地最判）に基づき，白衛隊機の差止請求に係る訴えは民事上の請求として不適法であるから却下を免れず，米軍機の差止請求は主張自体失当として棄却すべきものとした原判決は相当である。

　自衛隊機の運航に関する防衛大臣の権限行使の性質に鑑みれば，第１審原告らの請求は，民事上の差止請求として許容する余地はない。また，第１審原告らが指摘する日米地位協定２条４項（b）や自衛隊法１０７条５項は，防衛大臣による米軍の厚木飛行場の使用制約又は活動制限の根拠とはならない。

　２　過去（平成２７年５列１４日まで）の損害賠償請求について

　(1)　違法性の判断枠組みは，原判決と同様である。すなわち，厚木飛行場は国家賠償法２条１項にいう「公の営造物」であるから，最高裁昭和５６年１２月16日大法廷判決（大阪空港最判）等の判例によれば，その使用及び供用の結果，第三者に社会生活上受忍すべき限度を超える被害が生じ，これが違法とされる場合，設置・管理者である国は賠償責任を免れない。そして，厚木飛行場周辺の継続的な騒音測定結果によれば，第１審原告らが居住する厚木飛行場周辺の７５Ｗ以上の地域は，本件で問題となる期間（平成１７年１　　　月１日以降）を通じ，７５Ｗ以上の航空機騒音にさらされており，平成２７年に至っても同様の状況が認められる。その程度は，我が国の航空機騒音に係る基準を定める環境基準（環境庁告示「航空機騒音に係る環境基準について」）やＷＨＯのガイドラインが定める値に照らしても相当に高く，第１審原告らは，睡眠妨害，生活妨害，精神的苦痛を中核とする被害を被り，特に睡眠妨害は，健康被害に直接結び付き得る深刻なものである。この点，航空機の発する低周波音を直接の原因とする被害や航空機騒音による身体的被害（健康被害）までは認められないが，厚木飛行場周辺の騒音のレベルは，一般的に身体的被害との関連性が問題となり得る程度にまで至っており，周辺住民の生活環境に関わり，健康にも影響を及ぼし得る重要な利益の侵害である。

　厚木飛行場における米軍機及び自衛隊機の運航には公共性や公益性が認められるが，それにより厚木飛行場の使用及び供用の違法性は否定されない。厚木飛行場周辺の航空機騒音による被害は昭和３０年代半ばから継続し，国は，各種の周辺対策を実施している。このうち住宅防音工事に対する助成は，居室内の一定の騒音軽減に資するものであるが，防音工事には部屋を密閉することに伴う負の効果もあるなど被害防止対策としては限界がある。他の周辺対策は，第１審原告らの被害を軽減する効果を有するものと評価することはできない。

　以上の諸般の事情等を総合的に考察すると，平成１７年１月１日以降現在までの厚木飛行場の使用及び供用は，少なくともその周辺の７５Ｗ以上の地域に居住する住民に社会生活上受忍すべき限度を超える被害を生じさせるものとして違法な権利ないし法益の侵害である。したがって，国は，７５Ｗ以上の地域への居住を根拠として賠償請求をする第１審原告らに対する賠償責任を免れない。

（2）国は，いわゆる危険への接近の法理（被害者がある場所に危険が存在することを認識しながら又は過失によってこれを認識しないであえてその場所に入って危険に接近し，そのために被害を被ったときは，加害者の賠償責任を減免することができるとするもの）を主張して，一定の基準目（昭和５７年５月又は平成１８年５月）以降に厚木飛行場の周辺に居住するに至った約２３００名の第１審原告らの請求につき，騒音やそれによる被害を容認していたはずであるなどとして，国の賠償責任の減免を主張する。

　しかし，厚木飛行場周辺の７５ｗ以上の地域に初めて転入しようとする者にとっては，防衛施設周辺の航空機騒音の特殊性から，その騒音の実態や生活への影響を正確に把握することは容易でなく，国において積極的かつ十分な情報提供もされていないこと，報道や事前の下見によって騒音の存在を知っても，それのみで騒音の実態を的確に把握するのは困難であり，実際に一定期間居住を継続して騒音を感得しなければその実態を把握するのは困難というべきであることからすれば，あらかじめ厚木飛行場周辺の騒音を認識していたとは容易に認められない。また，厚木飛行場周辺の７５ｗ以上の地域からいったん区城外に転居した後に再び当該地域に転居してきた再転入者等についても，その転居は親族関係や就学・就労のためといった社会生活上の必要によるものであり，いったん地域との結びつきが生じた生活の木拠（地元）に戻ることを不利益に評価するのは相当でないから，転居につき合理性を否定すべき事情のない限り，危険への接近には当たらない。以上を前提に，第１審原告らにつき必要な範囲で個別検討を加えたが，危険への接近を理由に免責すべき者は認められない。

　また，住民の被っている被害の重大性，違法な侵害状態の継続に加え，国においては３度にわたる確定判決がありながら違法状態を解消していない一方，転居してきた第１審原告らに落ち度として評価すべき事情はないことを考慮すると，危険への接近を理由として国の賠償責任を軽減する余地もない。

（3）慰謝料の算定に当たっては，本件の具体的事情に加え，今日の社会では，静謐な生活環境あるいは居住空間に関する人格的利益の評価がますます高まっており，生活の本拠である居住地が受忍限度を超える航空機騒音に日常的にさらされる環境にあることは，このような社会状況と相容れず，そのような環境下で受ける諸般の不利益を軽視することはできないことを考慮する必要がある。その上で，慰謝料額については，原判決と同様の内容及び区分（前述の慰謝料算定基準）を採用し，第１審原告らそれぞれの居住する地域における騒音の程度（うるささ）に応じて，共通する最小限度の被害の程度に対応するものとして，基準となるべき１か月当たりの慰謝料額を以下のとおり定める。

Ｗ値が７５～８０の地域 月額4000円

Ｗ値が８０～８５の地域 月額8000円

Ｗ値が８５～９０の地域 月額１万2000円

Ｗ値が９０～９５の地城 月額１万6000円

Ｗ値が９５以上の地域 月額２万円

　　一方，住宅防音工事には，航空機騒音による被害を一定程度軽減する効果があるから，慰謝料の算定に当たりこれを考慮すべきであり，防音工事を実施した室数に応じて上記の基準となるべき慰謝料額から減額をする。その減額方法は，原判決と同様の方法が相当であり，防音工事実施居室として，最初の１室につき１０％を減額し，２室目以降につき１室増加するごとに５％を減額するが，合計５室以上となる場合等は一律に３０％を減額する。そして，弁護士費用としては，上記により算出した慰謝料額の１０％を認める。

(4)　第１審原告らの中には外国人（７か国）がいるが，原判決が国家賠償法６条を理由に請求を認めなかったフィリピン人第１審原告らも含め，全ての外国人第１審原告らにつき同条にいう相互保証があると認め，その請求を一部認容すべきである。同条の根拠である衡平の観念に加え，今日の国際社会における国際主義の要請を踏まえて考察した場合，実定法上，国家無答責の法埋が規定されているフィリピンの場合であっても，同国の制度及び運用上，国が賠償義務を負う可能性は排除されておらず，現に裁判上の請求が認められた例があり，また，実体法上，不法行為につき相当範囲の損害が賠償の対象とされていること等に鑑みれば，同国について相互保証の要件を満たすものと判断される。他の外国人第１審原告らについても，各国の法制度の違いやその多様性を前提とすれば，各国籍国について相互保証は否定されず，賠償請求が認められる。

３　将来（平成２７年５月１５日以降）の損害賠償請求について

（1）継続的な不法行為に基づき将来発生すべき損害の賠償請求に係る訴えが認められるのは，前記大阪空港最判の判示するとおり，①当該請求権の基礎となるべき事実関係及び法律関係が既に存在し，その継続が予測されること，②当該請求権の成否及びその内容につき債務者に有利な影響を生ずるような将来における事情の変動があらかじめ明確に予測し得る事由に限られること，③この事情の変動については請求異議の訴えによりその発生を証明してのみ執行を阻止し得るという負担を債務者に課しても格別不当とはいえないこと，

　の３要件が満たされることを要する。

　そして，将来請求に係る訴えの適否の判断には，将来の不法行為の成立の確実性と賠償内容の確定性が高度の蓋然性をもって立証されるかが重要な意味を持つと解され，将来の損害の賠償を求める請求者が，事実審の口頭弁論終結時までに，その請求権の性質を踏まえた上で，請求権の基礎となる事実関係の継続等について高度の蓋然性をもって立証しない限り，当該請求は将来請求を求め得る請求権としての適格を欠くことになる。

（2）本件ではまず，①（事実関係等の継続予測）として，航空機騒音の推移（侵害行為の継続性）と第１審原告らの生存・居住（被害の継続性）が問題となる。当審口頭弁論終結時までの厚木飛行場周辺の航空機騒音の状況に加え，これまで厚木飛行場の使用及び供用の違法性が少なくとも約４０年にわたって継続していることに鑑みれば，今後も高度の蓋然性をもって，同程度の航空機騒音の継続が見込まれる。ところで，厚木飛行場に駐留する米海軍第５空母航空団は平成２９年頃に岩国飛行場へ移駐する計画であり，その見通しは明確とはいい難いが，移駐後は騒音状況に相当の変化が見込まれる。

　したがって，今後同様の騒音継続が予測されるのは平成２９年頃（騒音継続の蓋然性が高い期間を控えめに判断すれば，平成２８年１２月末）までであり，その期間内では高度の蓋然性をもって騒音継続が見込まれる。また，第１審原告らの客観的な居住状況の推移からして，平成２８年１２月末までの約１年８か月間に限れば，そのほとんどの者が引き続き厚木飛行場周辺の７５Ｗ以上の地域での居住を継続すると推認される。

(3)　上記②（将来の事情変動事由の内容と性質）については，本件特有の事情として，厚木基地騒音訴訟における３度の確定判決の存在とその中で違法性等に係る裁判所の考慮事由や判断枠組みが明確にされていることがあり，当裁判所も判断の前提とした基本的判断枠組みによれば，平成２８年１２月末までの将来請求の適否を検討する際に，いったん成立した損害賠償請求権のその後の継続的な成立や内容に影響を及ぼし得るのは，㋐航空機騒音の状況，㋑住宅防音工事の実施状況，㋒周辺住民の転居・死亡の３点に限られ，それ

　以外に一般的に想定し得る事情や要因は，本件の具体的事情の下では考慮する必要がないといえる。そして，上記３点について請求権の成否やその内容への影響の有無に係る判断枠組みも明確になっており，その判断は客観的に容易であるから，その変動状況は明確かつ具体的に把握することができる性質のものとみることができる。

（4）上記③（事情変動についての債務者の立証負担）についても，㋐航空機騒音の状況に関しては騒音被害の軽減が直ちに見込まれないだけでなく，これまでの厚木基地騒音訴訟の判断枠組みや第１審原告らの主張する共通被害の内容等に鑑みれば一時的な騒音減少といった程度では請求権の内容に影響を及ぼすものと評価することはできないから，平成２８年１２月末までに請求権に影響を及ぼす騒音状況の変化が生ずる可能性は相当低い。また，国においては航空機騒音を継続的に測定しており，その変動状況の把握は容易である。同様に，㋑住宅防音工事は，国が費用助成している以上，国においてその実施状況を最もよく把握している。㋒第１審原告らの転居・死亡について，第１審原告らのいう条件付き給付判決の手法を採用することはできないが，第１審原告らの従前の転居割合等に照らし，平成２８年１２月末までに転居等する者の割合は相当低いと見込まれること，第１審原告らは一体の訴訟団を構成して訴訟遂行しており，将来請求に係る手続についても代理人弁護士において必要な確認を行うことを期待することができること，居住事実は住民票等に基づいて確認することが可能であり，その確認に要する国の態勢に鑑みても過重な負担を課すものではないことといった諸事情に加え，周辺仕民の被っている被害の内容や国の対応等を含め，３度にわたる確定判決の経緯に鑑みた当事者間の公平の観点をも勘案すれば，事情変動の証明負担を国に課すことが格別不当とはいえない。

(5)よって，当審口頭弁論終結日に７５Ｗ以上の地域に居住している第１審原告らにつき，平成２７年５月１５日から平成２８年１２月３１日までの約１年８か月間の賠償請求に限り，将来請求としての請求適格が認められるから，その部分の請求を認容することとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上

**判　決　要　旨（厚木基地行政訴訟事件）**

平成２７年７月３０日午前１０時判決言渡　第１０１号法廷

平成２６年（行コ）第２８４号各航空機運航差止等請求控訴事件（原審・横浜地方

裁判所平成１９年（行ウ）第１００号，平成２４年（行ウ）第６９号）

東京高等裁判所第２１民事部　　斎藤隆（裁判長）　　鈴木正弘　　藤田正人

第１　当事者

　　　第１審原告ら　　藤田栄治ほか５９名

　　　第１審被告　　　国（処分行政庁　防衛大臣）

第２　事案の概要

　１　本件は，米国海軍及び海上自衛隊が使用する厚木基地の周辺住民６７名が，厚木基地に離着陸する航空機の発する騒音により身体的被害及び精神的被害を受けているとして行政事件訴訟法（行訴法）に基づき，自衛隊機及び米軍機の運航の差止め等を求めて提起した行政事件訴訟（行政訴訟）の控訴審である。

　第１審原告らは，主位的に，行訴法に基づく抗告訴訟（法定抗告訴訟又は無名抗告訴訟）として，防衛大臣の所属する第１審被告に対し，①防衛大臣の権限行使として行われる自衛隊機の運航が違法であると主張して，自衛隊機の一定の態様での運航（毎日午後８時から翌日午前８時までの間の運航，訓練のための運航，第１審原告らの居住地におけるそれまでの１年間の一切の航空機騒音がＷ値で７５を超えることとなる騒音を第１審原告らの居住地に到達させる運航）の各差止め（本件自衛隊機差止請求）を求め，②米軍機の厚木基地の滑走路等の使用につき許可権限を有する防衛大臣の使用許可処分が違法であると　　主張して，前同様の態様による米軍機の運航のために厚木基地の一定の施設及び区域（厚木飛行場）を使用させることの差止めを求めるとともに，予備的に，行訴法に規定する公法上の法律関係に関する訴訟（いわゆる実質的当事者訴訟）として，第１審被告に対し，①第１審原告らの人格権（平穏生活権）に基づく妨害排除請求として，㋐一定の態様での自衛隊機の運航（毎日午後８時から翌日午前８時までの間の運航，訓練のための運航）による航空機騒音を第１審原告らの居住地に到達させること，㋑前同様の態様での米軍機の運航のための使用を認めることによって生ずる航空機騒音を第１審原告らの居住地に到達させること，㋒自衛隊機の運航及び米軍機の運航のための使用を認めることにより生ずる一定の音量以上の航空機騒音（第１審原告らの居住地におけるそれまでの１年間の一切の航空機騒音がＷ値で７５を超えることとなる騒音）を第１審原告らの居住地に到達させることの各差止めを求める給付請求，②第１審被告において，航空法１条，自衛隊法１０７条５項及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律１，３条に照らし，自衛隊機及び米軍機双方について，厚木基地において騒音を含めた障害の発生を防止する義務を負い，また，騒音被害等に配慮して米軍機の使用を許可しなければならない義務を負っていると主張して，第１審被告との間で，㋐自衛隊機について前同様の態様による運航をさせてはならない義務を負うこと，㋑米軍機についても前同様の態様での運航のための使用を認めてはならない義務を負うこと，㋒自衛隊機の運航及び米軍機の運航のための使用を認めることにより航空機騒音が前記の値を超えることのないようにする義務を負うことの各確認請求，③第１審被告の前記義務を前提に，㋐自衛隊機について前同様の態様の運航によって生ずる航空機騒音を第１審原告らの居住地に到達させてはならない義務を負うこと，㋑米軍機についても前同様の態様での運航のための使用を認めることによって生ずる航空機騒音を第１審原告らの居住地に到達させてはならない義務を負うこと，㋒自衛隊機の運航及び米軍機の運航のための使用を認めることにより前記の値を超える航空機騒音を第１審原告らの居住地に到達させてはならない義務を負うことの各確認請求，④同じく第１審被告の前記義務を前提に，第１審原告らにおいて，㋐前同様の自衛隊機の運航によって生ずる航空機騒音をその居住地において受忍する義務を負わないこと，㋑前同様の態様での米軍機の運航のための使用を認めることによって生ずる航空機騒音をその居住地で受忍する義務を負わないこと，㋒自衛隊機の運航及び米軍機の運航のための使用を認めることにより前記の値を超える航空機騒音を受忍する義務を負わないことの各確認請求を求めた。

　これに対し，第１審被告は，自衛隊機及び米軍機のいずれに関しても，主位的請求に係る訴えについては，法定抗告訴訟としても無名抗告訴訟としても訴訟要件を欠き不適法であるとして却下を求め，また，予備的請求に係る訴えについては，自衛隊機に関しては，当事者訴訟としても訴訟要件を欠き不適法であるとしていずれも却下を求める一方，米軍機に関しては，当事者訴訟の一形態としての確認訴訟としては訴訟要件を欠き不適法であるとして訴えの却下を求め，また，当事者訴訟の一形態としての給付訴訟はその根拠となる主張は理由がないから当該請求を棄却すべきであるとして争った。

２　原判決は，第１審原告らの請求のうち，自衛隊機に関しては，主位的請求に係る訴え（本件自衛隊機差止めの訴え）は，無名抗告訴訟として適法であり，本件自衛隊機差止請求は，防衛大臣が厚木飛行場において毎日午後１０時から翌日午前６時までやむを得ないと認める場合を除き自衛隊機を運航させてはならない旨を命ずることを求める限度で理由があるとして，その一部を認容し，予備的請求のうち給付請求については，その実質は本件自衛隊機差止請求と同じであり，第１審原告らは，本件自衛隊機差止請求について本案の判断がされることを解除条件として当該給付請求の併合審理を求めるものであるから，本件自衛隊機差止請求について本案の判断がされた以上，当該給付請求は判断の対象とならないとし，予備的請求のうち義務の存在又は不存在の確認請求に係る訴えは，自衛隊機の運航が抗告訴訟の対象となる行政処分であり，これに不服のある者は抗告訴訟を提起すべきであるから，これと目的を同じくする確認請求に係る訴えはいずれも確認の利益を欠き不適法であるとしてこれらを却下した。

　他方，米軍機に関しては，米軍機が厚木飛行場の滑走路等を使用するごとに防衛大臣がその使用を許可するとの処分は存在しないので，主位的請求に係る訴え（本件米軍機差止めの訴え）は，抗告訴訟として不適法であるとし，予備的請求のうち確認請求に係る訴えは，第１審原告らの主張する紛争を解決する手段としてより適切な手段（給付請求）が存在する以上確認の利益を欠くから不適法であるとして，これらの訴えをいずれも却下し，予備的請求のうち給付詰求は，第１審被告に対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであるから，主張自体失当であるとしてこれを棄却した。

　なお，原審口頭弁論終結前に死亡した原告４名については，本件訴訟のうち米軍機に関する主位的請求に係る部分及び自衛隊機に関する請求に係る部分は，その死亡により終了したとして，その旨を宣言し，原審口頭弁論終結前に転居した原告１名については，その自衛隊機に関する主位的請求に係る訴えは，同人が原告適格を有しないとして却下した。

３　本件行政訴訟を提起した６７名のうち，原審口頭弁論終結前に死亡した４名，第１審終結前に転居した１名，原審口頭弁論終結後に死亡した１名を除く６１名が原判決中の敗訴部分を不服として控訴をした。第１審被告は，原判決中の敗訴部分を不服として，本件行政事件訴訟を提起した６７名に対して控訴をした（ただし，原審口頭弁論終結前に死亡した４名及び転居した者１名について控訴を取り下げた。）。

第３　本判決の主文

　１　原判決中，自衛隊機に関する主位的請求（抗告訴訟としての差止請求）に係る部分及び予備的請求その１（公法上の法律関係に関する訴訟としての給付請求）に係る部分を次のとおり変更する。

　(1)　防衛大臣は，平成２８年１２月３１日までの間，やむを得ない事由に基づく場合を除き，厚木飛行場において，毎日午後１０時から翌日午前６時まで，自衛隊機を運航させてはならない。

（2）上記主位的請求に係る第１審原告らのその余の請求を棄却する。

（3）上記予備的請求その１に係る第１審原告らの訴えを却下する。

２　第１審原告ら及び第１審被告のその余の各控訴をいずれも棄却する。

３　訴訟費用は，第１，２審を通じてこれを６分し，その５を第１審原告らの負担とし，その余を第１審被告の負担とする。

第４本判決の理由の要旨

　１　本件自衛隊機差止めの訴えについて

　　　当裁判所は，本件自衛隊機差止請求は，防衛大臣が，平成２８年１２月３１日までの間，やむを得ない事由に基づく場合を除き，厚木飛行場において，毎日午後１０時から翌日午前６時まで，自衛隊の使用する航空機を運航させてはならないことを求める限度で理由があると判断する。その理由は次のとおりである。

(1)　本件自衛隊機差止めの訴えの適法性（訴訟要件の検討）

ア　本件自衛隊機差止めの訴えは，防衛大臣による厚木飛行場における自衛隊機の運航という事実行為に係る権限行使（自衛隊機運航処分）がその根拠法規に照らして違法であることを主張してこれを事前に差し止めることを求めるものであり，抗告訴訟の類型としては行訴法３条７項，３７条の４所定の差止めの訴え（法定抗告訴訟としての差止めの訴え）に該当する。

イ　本件自衛隊機差止めの訴えの原告適格は，損害賠償を求め得る程度の被害を受け，その受忍を義務付けられるおそれのある者に認められるべきである。第１審原告らは，いずれも当審口頭弁論終結時において７５Ｗの地域に居住しているので，原告適格を有する。

ウ　重大な損害のおそれ

　第１審原告らの被った被害は，７５Ｗ以上の地域に居住する住民に共通する被害であり，騒音による睡眠妨害やその他の生活妨害によりその人格的利益は大きく損なわれている。これら第１審原告らの被った被害には，第１審被告による住宅防音工事の助成等の周辺対策によって一定の限度において軽減され，第４次厚木基地騒音訴訟判決において相当額の損害賠償金の支払が命じられることによって一定程度精神的苦痛が慰謝される余地があるものも含まれているが，睡眠妨害については，健康被害に直接結び付き得るものであり，第１審原告らを含む住民が被っている睡眠妨害の程度は相当深刻なものである。睡眠妨害は，その被害の性質上，前記金員の支払のみによっては損害が填補され，これを回復することはできない。自衛隊機運航処分については，基本的には公共性や公益性の高いものが

　　多いが，全てにわたってそのような性質が認められるわけではないから，第１審原告らの被っている被害の実態に照らすと，「重大な損害を生ずるおそれ」があると認められ，公共性や公益性のみをもってこれを否定することはできない。

工　補充性

　第１審原告らに生ずるおそれのある重大な損害を避けるために他に適当な方法があるとは認められない。

（2）自衛隊機運航処分の違法性（請求認容要件の検討）

　ア　違法性の判断基準

（ア）自衛隊機運航処分は，防衛大臣に広範な裁量が認められるので，裁量行為に該当し，防衛政策全般にわたる判断の下，国内外の情勢に応じた高度の政治的判断や防衛戦略上の専門技術的判断が求められるなど，極めて高度な政治的，専門的及び技術的な判断に基づく処分であることから，その基礎とされた重要な事実に誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合，又は，事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと，判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り，裁量権の範囲を超え又はこれを濫用したものとして違法となり，その差止めが認められる。

（イ）行訴法の差止めの訴えが認められるためには，民事上の損害賠償を求める際の判断基準となる受忍義務を超えているか否か，Ｗ値が７５を超える騒音を第１審原告らにもたらすかという意味での違法性ではなく，行訴法の定める違法性に関する請求認容要件である防衛大臣がその与えられた裁量権の範囲を逸脱又は濫用したという意味での違法性が必要である。もっとも，自衛隊機の運航により達成しようとする行政目的との関係で，第１審原告らの被る騒音等による被害が不相応に大きい場合には，必要性のない受忍を強いるものであって，いかに裁量権の行使とはいえ，その権限を付与された法令の趣旨，すなわち，自衛隊機の運航を規制するに当たって災害防止等の措置を諧ずべきものとした自衛隊法１０７条５項の趣旨に反することになるから，裁量権の範囲を逸脱又は濫用するものとして違法となる場合もある。

イ　本件自衛隊機差止請求に係る自衛隊機運航処分の違法性

（ア）厚木飛行場周辺の７５Ｗ以上の地域に居住する住民である第１審原告らは，厚木飛行場に離着陸する航空機の発する騒音により睡眠妨害，聴取妨害及び精神的作業の妨害からなる生活妨害，アノイアンスや健康被害への不安を始めとする精神的苦痛を被っており，相当深刻な状況にあるものの，睡眠妨害は，健康被害に直接結び付き得るものとして，その影響を軽視できないのに比して，それ以外のものについては生活妨害や精神的苦痛に係るものであり，一定額の金銭賠償を受けることにより慰謝される余地があるとみることもできる。

他方，自衛隊機の運航が，自衛隊法に規定された防衛出動（７６条），命令による治安出動（７８条），要請による治安出動（８１条），海上における警備行動（８２条），災害派遣（８３条），領空侵犯に対する措置（８４条）等を行うために行われる場合，航空機をいつ，どのように使用するかということは，防衛政策全般にわたる判断の下，極めて高度な政治的，専門的及び技術的な判断を要するものであり，また，緊急の必要性が高い場合が多い。

　そして，自衛隊機の運航が上記活動のための情報収集や訓練のために行われる場合についても，自衛隊が我が国の平和と独立を守り，国の安全を保つため，その任務を確実，かつ，効果的に遂行するためには平時における情報収集活動や訓練を重ねることが不可欠であるから，一概にその重要性を否定することはできない。

(イ)そうすると，第１審原告らの居住地におけるそれまでの１年間の航空機騒音が７５Ｗを超えることとなる場合における自衛隊機の運航に係る防衛大臣の権限行使が，一律にその根拠法令との関係で防衛大臣に件与された権限の範囲を逸脱又は濫用するものということはできない。また，有事の場合に備えるための訓練の必要性も否定できないから，訓練のための運航を全て裁量権の範囲を逸脱又は濫用するものということもできない。

(ウ)しかしながら，自衛隊機運航処分は，その全部について緊急性が認められるわけではないので，切迫した状況にない場合にはこれを行う時間帯を制限しても，これによって達成しようとする行政目的を阻害すると，まではいえない。夜間，特に，午後１０時から翌日午前６時までの間の時間における航空機の騒音は，第１審原告ら厚木飛行場周辺の住民の睡眠を妨害するものであり，健康被害に直接結び付き得るものであるから，これを軽視することは到底できない。

　厚木飛行場には，日米安保条約及び日米地位協定２条４項(b)に基づき一時使用が認められた米軍機が離発着しており，自衛隊機の離発着もこのような米軍機の離発着とともに行われるのであるから，防衛大臣において自衛隊機の運航処分を行うに当たっては，米軍機の離発着によって生じている騒音状況にさらに騒音を加えるものとして配慮すべき必要が

あるところ，米海軍においては日米合同委員会で合意された規制措置，海上自衛隊においては自主規制により，いずれも毎日午後１０時から翌日午前６時までの夜間に，原則として航空機の運航をしないなどの措置を執っているにもかかわらず騒音状況は改善されていない。離着陸する自衛隊機は多用機，輸送機，哨戒ヘリ等であって，騒音の極めて大きい

ジェット機はないものの，静謐さが要求される時間帯における離発着であることからすると，上記時間帯における騒音状況につき，自衛隊機の運航が与える影響は極めて人きい。そうすると，上記時間帯における自術隊機の運航については，これによって第１審原告らに与える被害がその運航により達成しようとする行政目的と対比して過大であるというこ

とができ，原則として，自衛隊機運航処分の根拠法令である自衛隊法１０７条５項，特に同条項により周辺住民に対して講ずべきものとされる災害防止等の措置義務に反するものと考えられるので，防衛大臣に与えられた運航統括権限の範囲を逸脱又は濫用するものとして違法となるというべきである。

(エ)　もっとも，午後１０時から翌日午前６時までの時間帯においても，自衛隊法３条に掲げられた任務を遂行するために同法第６章に規定された防衛出動等を行うことを目的として行われる自衛隊機の運航は，極めて必要性が高いと考えられるので，高度な政治的，専門的及び技術的な判断に基づくものであって，緊急性が高いと考えられるから，ただ単に防衛大臣が主観的に運航が必要と判断したというだけではなく，客観的に上記の行動として行われる場合には，これを行っても違法とすることはできない。

　そこで，上記時間帯における運航を差し止めるにしても，上記の行動として行う場合やそれに準ずる必要性・緊急性がある場合など，客観的にやむを得ない事由に基づく場合には，これを除外事由としておくのが相当である。

（オ）なお，差止めを命ずる判決は，執行力を有するものではないが，行政処分について第１次的判断権を有する行政庁を拘束するものであるから，その差止めの要件を支える事実的基礎の変動が予想される場合には，その拘束力に期限を付することも考慮すべきである。

　厚木飛行場に駐留する米海軍第５空母航空団については，平成２９年頃に岩国飛行場へ移駐することが日米政府間の合意及び我が国の政府方針として決定されており，厚木飛行場に離着陸する航空機のうち上記航空団所属の艦載機の飛来により生じる騒音が相対的に大きな比重を占めていることは明らかである。当審口頭弁諭終結時点と同様の航空機騒音　　の発生が予測されるのは，移駐が見込まれる平成２９年頃までであり，その反面，上記移駐までの期間内であれば高度の蓋然性をもって従前と同程度の騒音が継続するものと認めることができる。したがって，訴訟要件である「重大な損害を生ずるおそれ」及び請求認容要件である「裁量権の範囲の逸脱又は濫用」との関係では，遅くとも平成２９年１月１口以降は，厚木飛行場に離着陸する航空機による騒音の発生状況が大きく変わる可能性があるので，当審の口頭弁論終結時を基準として認定した事実関係は平成２８年１２月３１日までしかその継続を認めることができず，その翌日以降については，夜間における自衛隊機の運航を差し止めるための事実的基礎を描く。

２　自衛隊機に関する予備的請求（当事者訴訟）について

当裁判所は，第１審原告らの自衛隊機に関する予備的請求（当事者訴訟）に係る訴えは，いずれも不適法であるから，却下すべきであると判断する。その理由は次のとおりである。

(1)　給付請求（予備的請求その１）

　事実行為としての自衛隊機運航処分は，その行使に当たって一方的に周辺住民に対して騒音等による被害の受忍を義務付けるだけであり，具体的な法の規定を欠く以上，周辺住民の側に，防衛大臣ないしその所属する第１審被告に対して直接公法上の権利として何らかの給付を求め得る権利を付与したものと解することは困難である。第１審原告らと防衛大臣ないしその所属する第１審被告との間に個別・具体的な公法上の法律関係がない以上，当事者訴訟として差止めと同じ内容の給付を求める訴えを提起することは許されない。自衛隊機差止請求によって自己の権利を侵害されようとしている者は，法定の抗告訴訟である差止めの訴えによりその排除を求めるべきである。主位的請求について一部認容とする以上は，予備的請求その１について判断を要しないとすることはできないので，原判決はこの点で失当であるが，予備的請求その１については，公法上の当事者訴訟として訴えを提起することはできず，訴訟要件を欠き，不適法であるから，本判決においてこれに係る訴えを却下することとする。

（2）確認請求（予備的請求その２ないし４）

　　第１審原告らと防衛大臣ないしその所属する第１審被告との間に公法上の法律関係を認めることはできず，自衛隊機運航処分による被害からの救済を求めるには，差止めの訴えによることができるから，予備的請求その２ないし４はいずれも確認の利益を欠く。

　したがって，予備的請求その２ないし４についても，これに係る訴えは，不適法であって，却下を免れない。

３　本件米軍機差止めの訴えについて

　当裁判所も，本件米軍機差止請求に係る訴えは，存在しない行政処分の差止めを求めるものとして不適法であるから，却下を免れないと判断する。米軍は，日米安保条約６条，日米地位協定２条１項，４項(b)，昭和４６年６月３０日の日米政府間協定に基づき，厚木飛行場を一時使用することができるが，このような米軍による厚木飛行場の使用につき，それが駐留目的に沿って運航上の必要性に基づいて行われている限り，第１審被告ないし防衛大臣において，米軍機の使用を制限することは想定されていない。また，防衛大臣は，自衛隊法１０７条５項に基づき，航行の安全及びこれに起因する障害の防止を図るために規制を行う権限を与えられ，そのために生ずる災害の防止等の措置を講ずべきものとされているが，防衛大臣が義務を負うのは専ら自己が運航統括権限を有する自衛隊機の運航についてのみであると解され，米軍機の運航について統括権限を与えたとみることはできない。したがって，防衛大臣において，厚木飛行場の使用に関し，その使用を許可するといった行政処分は存在せず、本件米軍機差し止めの訴えは、存在しない行政処分の差し止めを求めるものとして不適法であり、却下を免れない。

４　米軍機に関する予備的請求（当事者訴訟）に係る訴えについて

　　当裁判所も，米軍機に関する予備的請求その１（給付請求）については，第１審被告に対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであるから，主張自体失当として棄却を免れないものと，米軍機に関する予備的請求その２ないし４（確認請求）については，自衛隊法１０７条５項が直接周辺住民との間での権利義務を創設するものとみることはできず，ましてや運航統括権限のない米軍機に対する関係で周辺住民と防衛大臣ないしその所属する第１審被告との間で直接の法律関係が生ずるとすることはできな　いから，第１審原告らと第１審被告との間に米軍機の運航に関し直接的な公法上の法律関係が存在するということはできず，確認の利益がないものと判断する。

５　以上によれば，当事者双方の控訴に対する当裁判所の判断は，次のとおりとなる。

（1）第１審原告らの自衛隊機に関する主位的請求である本件自衛隊機差止請求は，厚木飛行場において，平成２８年１２月３１日までの間，毎日午後１０時から翌日午前６時まで，やむを得ない事由に基づく場合を除き，自衛隊機を運航させてはならないことを求める限度において理由があるので，これを認容し，その余を失当として棄却すべきであり，自衛隊機に関する予備的請求に係る訴えはいずれも却下すべきである。

（2）米軍機に関する主位的請求である本件米軍機差止めの訴え，予備的請求その２ないし４（確認請求）に係る訴えを却下し，その１（給付請求）はこれを棄却すべきである。

（3）そこで，上記（1）と異なる原判決は，一部不当であるから，自衛隊機に関する主位的請求（自衛隊機差止請求）及び予備的請求その１（当事者訴訟としての給付請求）に関する部分を上記の趣旨に従って変更し，その余の部分に係る当事者双方の控訴は，いずれも理由がないから，これらを棄却することとする。